



お役立ち情報①:在宅療養に必要な介護用具

介護用ベッド*

背上げ機能やベッド自体の昇降機能のあるベッド。マットレスやサイドレール(ベッド柵)などの付属品も一緒に借りられます。

じょくそう

褥瘡(床ずれ)予防用具*

エアマットレスやウレタンマットレスなど。圧を分散して床ずれを予防します。

体位交換器*

体位交換の際に使用するマットやパッド。

移動を助ける用具*

車いす、歩行器、歩行補助杖。車いすを借りるときは、クッションなど車椅子と一体になって使うものも付属品として介護保険で借りられます。

ポータブルトイレ**

ベッドサイドに置いて使用する簡易トイレ。

口腔ケアに必要な物品

ガーグルベースンや洗面器(うがいのあとに吐き出す容器)、やわらかめの歯ブラシ、粘膜用スポンジブラシなど。

その他

吸い飲みや吸い口コップなど水分をとるための容器、使い捨て手袋、尿取りパッド、オムツ、防水シートなど。

状況に応じて必要になる医療機器***

痰の吸引機

喉に絡まった痰を陰圧で吸引します。取扱業者からレンタルまたは購入できます。

酸素濃縮器／酸素吸入器

酸素を補給するための器械。医師の指示のもとに取扱業者からレンタルします。

- *：介護保険を利用して借りられます。
- **：介護保険を利用して購入できます。
- ***：医療機器のため、介護保険の対象にはなりません

※介護保険で借りたり購入したりできる用具については、条件が細かく決まっているため、レンタルや購入の前によく確認しましょう。

※介護用具や医療機器のレンタルや購入は、まず、ケアマネジャーや訪問看護師に相談しましょう。



お役立ち情報②:在宅療養に関わるお金の話

在宅療養の費用は、おおまかに医療費と介護費の2つに分けられます。医療費には、在宅医の訪問診療、訪問看護の費用など、介護費には訪問介護、介護用具にかかる費用などが含まれます。

在宅での生活の維持において、訪問による医療や看護は欠かせないものです。訪問回数の増加や医療用麻薬の薬剤費など、手厚い医療や看護が必要になるにつれ、かかる費用は増し、一般的に亡くなる時期に高額になる傾向にあります。

詳しくは、医療費については在宅医や訪問看護師、そのなかでも薬剤費については薬剤師、介護費についてはケアマネジャーに尋ねましょう。また、医療ソーシャルワーカーに相談することもできます。医療ソーシャルワーカーは、社会福祉の視点から、患者さんや家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を支援し、社会復帰の促進を促しています。また、がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターでも相談することができます。

医療費

訪問回数や行った医療行為の費用を一つひとつ積み上げていく出来高制で医療費を算出する場合と、一定の回数の訪問診療などを条件に「在宅がん医療総合診察料」として1日、14,950～20,000円（2015年3月現在。各医療機関の在宅診療体制により異なる）の定額となる場合があります。公的医療保険により、入院治療でかかった医療費と同様に患者さんの自己負担分は一定（1～3割など）に設定され、高額療養費制度で1か月に支払う上限額も定められています。院外処方での医療用麻薬などを使用する場合は、別途薬剤費がかかります。医療機関ごとに自己負担額まで一時的に支払う必要がありますが、高額療養費として合算の対象となり、申請することで約3カ月後に還付されます。

介護費

介護保険を利用することができます。一般的に介護保険は65歳以上の高齢者が対象ですが、末期がんと診断された場合は40歳以上65歳未満の人も利用できます。介護保険の自己負担分は1割で、要介護度（要介護1～5）によって給付限度額が異なります。

	医療費	介護費
公的保険の対象となるものの例	訪問診療（定期的な訪問）、訪問看護、往診（突発的な病状の変化に対して緊急的に訪問）、注射などの医療処置、薬代、酸素濃縮器／酸素吸入器のレンタル	訪問介護、介護用具（貸与、購入）、住宅改修など ※給付限度額を超える分は自費となります。
自費となるものの例*	痰の吸引器や吸引チューブなど 訪問診療や訪問看護の際の交通費	吸い飲みや吸い口コップ、ガーグルベースンなど口腔ケアに必要な物品、使い捨て手袋、防水シート、おむつ（市区町村や介護度によって補助制度あり）など

* お住まいの地域や病状などによって、助成や補助が受けられる場合があります。



お役立ち情報③:在宅支援チームを構成する職種

在宅療養中の患者さんと家族を支える在宅支援チームは多様なメンバーで構成されています。各職種がそれぞれの専門性を発揮すると同時に連携し、その人らしい穏やかで自然な最期が迎えられるようサポートします。

▶ 在宅医（在宅療養支援診療所などの診療所）

定期的に訪問し、急変などの緊急時には電話や往診で対応します。また、がんの専門的な治療を行った病院の担当医と連携し、必要に応じて再入院などの手配を行います。

▶ がんの治療を行った病院の担当医

治療や身体の状態のことで異変があったときなどに、在宅医と連携して対応します。

▶ 歯科医・歯科衛生士

歯や口のケア、合わなくなった義歯の調整、虫歯の治療などの相談に対応します。

▶ 訪問看護師（訪問看護ステーション）

在宅支援スタッフの要として、在宅医やケアマネジャーやホームヘルパーなどと連携して、病状の確認、医療処置や医療相談、療養の世話などを行います。緊急時の対応とともに、患者さんと家族の心身のケアにあたり、介護指導も行うことで家族ケアの中心の役割を担っています。

▶ 保険薬局の薬剤師

薬の説明をしたり、用法や副作用に関する相談に対応したりします。最近では自宅まで薬を届け、服薬指導をするとともに、患者さんの服薬状況をチェックし、場合によっては在宅医に処方変更の提案なども行います。

▶ 管理栄養士

食生活や栄養に関するさまざまな相談に対応します。日本栄養士会による在宅訪問管理栄養士の認定制度が始まっています。

▶ 理学療法士・作業療法士

日常生活を送るうえでの基本的な動作の回復や、機能低下の予防を図ります。また、痛みを和らげる体位の保ち方や、介護する側・される側にとって負担の少ない体位交換や移動の方法を指導します。

▶ ケアマネジャー

介護保険を利用する場合に、在宅療養でどのような支援を受けられるか、患者さんや家族と一緒にサービス計画書（ケアプラン）を作成します。介護支援専門員とも呼ばれています。

▶ ホームヘルパー

患者さんの自宅を訪問し、日常生活の介護や買い物、掃除などの援助を行います。訪問介護員とも呼ばれています。

▶ 福祉用具専門相談員

患者さんの体の状況や家庭の環境に合った福祉用具を、患者さんや家族が選ぶのを援助し、福祉用具についてのさまざまな相談に対応します。

▶ 在宅療養の相談窓口

・ 地域包括支援センター

在宅療養に関するさまざまな制度の利用や福祉の相談に対応します。

・ がん相談支援センター

がん診療連携拠点病院のなかにあり、がんの治療と療養についてのあらゆる相談に応じています。

・ 市区町村の窓口

医療や介護に関する助成制度などについての申請や相談に応じます。